

どうする? どうなる? マイナンバー付与と本格運用が1年後、始まる!

マイナンバー制度導入後の 会社実務対応基礎講座

労働・社会保険手続き、給与計算実務、法定調書実務はどう変わるのか?

昨年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:マイナンバー法)」が公布され、1年後の2015年秋には国民1人に1つの番号(個人番号)が付与されます。

そして、この番号は、2016年1月から社会保険手続や源泉税納付などの法定事務の実務面で、従業員の家族全員のマイナンバーを把握管理して活用することになっております。また、個別の番号は法人にも付され、納税実務に活用されます。

マイナンバーの本格的な運用開始にあたって、その仕組みや企業の実務担当者が担うべき業務領域がよくわからないのも当然なだけに、大きな戸惑いを抱いているものと思います。

今回のセミナーでは、予め備えておくべき実務対応について、逐条解説や通達などの公表された範囲での最新情報を取り入れながら、マイナンバー制度の実務運用面についての基礎知識を学んでいただくとともに、会社の実務担当者が何をすべきか、今のうちから押さえておくべき事項について説きます。

実施要項

日 時 ●平成26年9月12日(金) 午後1時30分～4時30分

会 場 ●タスパークホテル

受講料 ●会員1名1,000円、非会員・一般1名3,000円(テキスト代含む)

講 師 ●特定社会保険労務士 小島 信一 氏

申込み ●下記申込書に記入し、9月5日(金)まで法人会事務局へ申込み下さい。

(公社)長井法人会

〒993-0011 長井市館町北6-27

TEL 88-3960

Fax. 88-3823

(キリトリ線)

「マイナンバー制度導入後の会社実務対応基礎講座」申込書

会社名		電 話	
住 所		F A X	
参加者		法人会会員確認	会 員 ・ 非会員
参加者		受講料	円

※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。

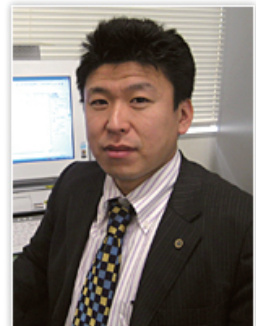
マイナンバー制度導入後の 会社実務対応基礎講座

講座内容

1. マイナンバー制度とは
 - ・ マイナンバー法ができた背景・経緯
 - ・ 共通番号制度のメリットは？その目指すところは何か
 - ・ 法人番号とは何か
 - ・ マイナンバー法の全体像
～法律は9章、77条で構成されている～
 - ・ 経理・総務実務にかかわる部分はどこか
 - ・ 第三者への不正提供は4年以下の懲役、
200万円以下の罰金となる
 - ・ 今後のスケジュールは
2. 社会保険・税金・給与計算実務はどう変わるのか
 - ・ 対象となる法律は、健康保険法、厚生年金法…
……ほかに何かあるのか
 - ・ 本人確認実務はどのように行うべきか
 - ・ 情報漏えいのための措置とは
 - ・ 法定調書はどのように変わるのか
 - ・ 社員の入社、退社時の社会保険事務で
どのように活用するのか
 - ・ 労災給付、傷病手当金の申請などの場合、
どのように活用するのか
 - ・ 源泉徴収票は何か変更があるのか
3. マイナンバー法導入に伴う問題点
 - ・ プライバシー保護の問題は
 - ・ 国民ID、身元証明のあるべき姿とは

法定事務を担当する方にとって、社員一人ひとりの家族全員のマイナンバーを把握して、仕事をやるだけに、1年後のカード交付・本格運用を前に、

知る
学ぶ
は大事！



講師

特定社会保険労務士 小島 信一 氏

小島経営労務事務所所長 特定社会保険労務士。1968年静岡県静岡市生まれ。大学卒業後、大手酒類・食品会社にて営業を6年間行う。平成8年小嶋経営労務事務所入所。約12年間、社労士業務の修行をし、平成19年開業する。
主な著書：「小さな会社の事務がなんでもこなせる本」日本実業出版社、「有限会社経営の手引き」新日本法規出版 いずれも共著。ほか、ビジネス雑誌、執筆多数。